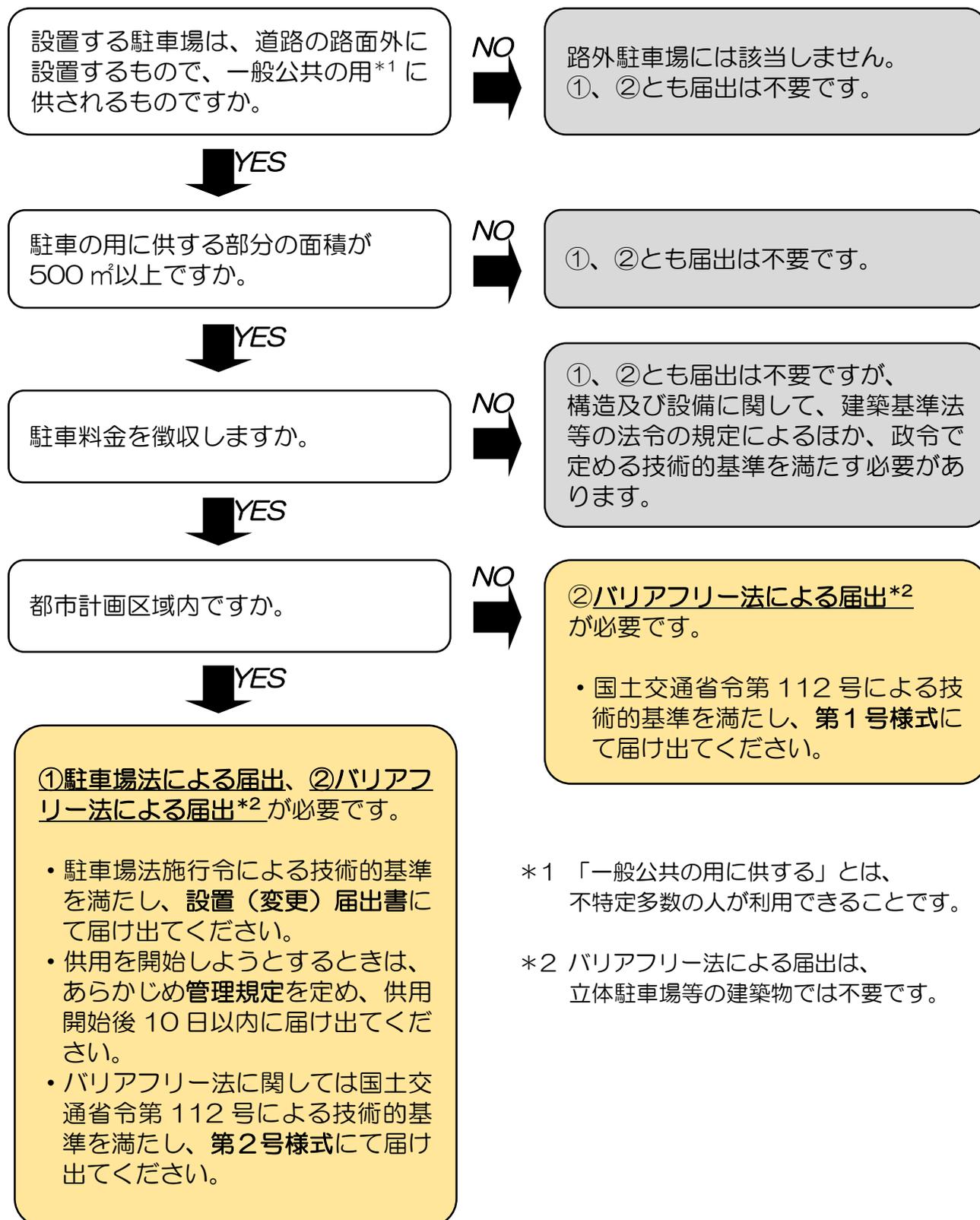


駐車場法に基づく路外駐車場設置の届出フロー

駐車場の設置に当たっては、①駐車場法第12条及び②高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）第12条に基づく届出が必要となる場合があります。以下のフローにより該当する駐車場は、届出が必要です。



*1 「一般公共の用に供する」とは、不特定多数の人が利用できることです。

*2 バリアフリー法による届出は、立体駐車場等の建築物では不要です。